

沼津市斎場条例の一部改正について

沼津市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年11月20日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市斎場条例の一部を改正する条例

沼津市斎場条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表12歳以上の者の死体の項中「30,000円」を「50,000円」に改め、同表12歳未満の者の死体の項中「10,000円」を「30,000円」に改め、同表死胎の項中「 5,000円」を「20,000円」に改める。

別表第 3 号の表身体の一部及び産汚物（10kgごとにつき）の項中「 5,000円」を「20,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市斎場条例第 5 条の規定による使用料は、この条例の施行の日以後に使用するものについて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「提案理由」

適正な受益者負担を図るため、火葬料及び焼却料の額の改定を行うものである。